

# すしんからのお知らせ

平成 25 年 10 月 11 日

各 位

## 国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構との パートナー協定締結について

須賀川信用金庫（理事長 長谷部 一雄）は、国土交通省および一般社団法人環境不動産普及促進機構（以下、「R e - S e e d 機構」<sup>※1</sup>）との間で老朽・低未利用不動産の再生促進を目的としたパートナー協定を下記のとおり締結しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 協定締結日

平成 25 年 10 月 1 日

#### 2 協定の内容

当金庫、国土交通省および R e - S e e d 機構は、相互に連携して「耐震・環境不動産形成促進事業」<sup>※2</sup> および「改正不動産特定共同事業法」<sup>※3</sup> の活用を促進します。

#### ※1 一般社団法人環境不動産普及促進機構（R e - S e e d 機構）

耐震・環境性能を有する良質な不動産（環境不動産）の普及啓発、調査研究および情報提供、環境不動産の開発や環境不動産への改修等についての支援等を行うことにより、環境不動産の供給を促進し、わが国の不動産の資産価値の向上および不動産市場の活性化を図るとともに、地球温暖化および持続可能な社会の実現に資するために設立された一般社団法人。

#### ※2 耐震・環境不動産形成促進事業

老朽・低未利用不動産の改修、建替または開発を行い、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成を促進することにより、地域再生・活性化に資するまちづくりおよび地球温暖化対策を推進する事業。

#### ※3 改正不動産特定共同事業法

投資家から匿名組合契約等に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する不動産特定共同事業法が平成 25 年 6 月に改正され、一定の要件を満たした特別目的会社については届出を行うことで実施できるようになりました。

以 上

地域をつなぎ、地域と共に歩む

